俣野川発電所 いよいよ運転開始

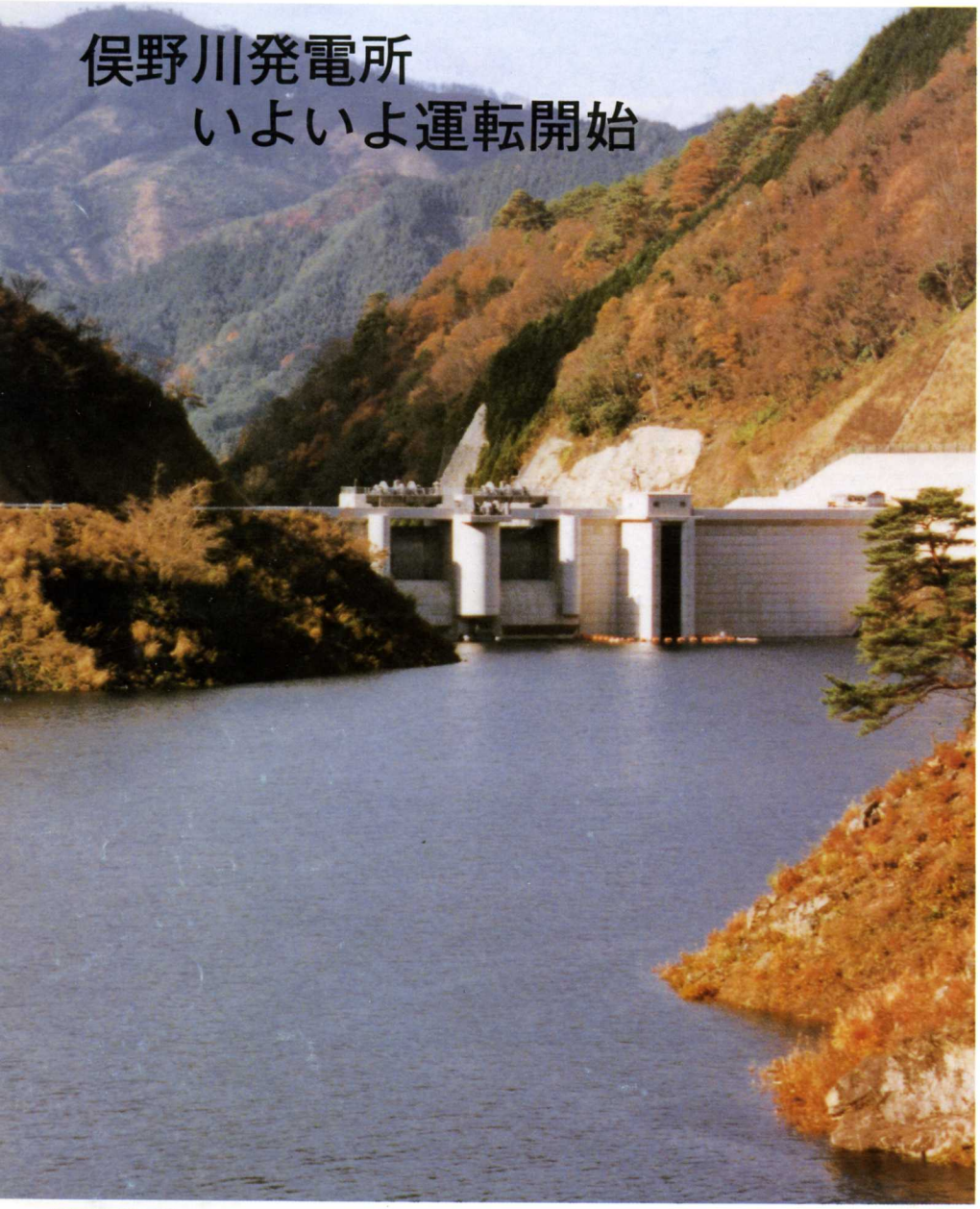

▲俣野川ダム湖

江府町報

俣野川発電所
運転開始記念

特集号

発行者
鳥取県江府町
電話江尾代75—2211
編集　総務課
印刷　㈲冨士印刷

活力ある 町の建設に向けて

中国電力において、かねてから計画の俣野川発電所建設工事も、地元関係地域をはじめ関係機関の理解ある協力を得て昭和五十五年九月一日から本格的な工事に着手以来順調に工事も進み、俣野川ダムの完成によって昭和五十九年十二月、俣野川発電所の附帯的施設として工事が進められていた俣野川ダム発電所（出力二、一〇〇キロワット）の運転を開始、これに続きいよいよ本年十月から、本体工事の俣野川発電所第一号機（三〇万キロワット）の運転が開始され、明年十月には第二号機の運転を予定、三、四号機の運転開始を残し最終的な段階に至りました。

この俣野川発電所を支えとして、町民の皆さんと共に、活力ある江府町の建設に向って努力したいものです。

俣野川揚水発電所
運転開始を迎えて

予て中国電力当局において建設中の俣野川揚水発電所一二〇万kwの工事も、いよいよ官庁検査も完了し運転の域に達しました。これは、中国電力当局にとっても、地元江府町にとっても、又地方的にも国家的見地からもエネルギー開発の大事業の歴史的建設の成功として誠にご同慶の至りであります。

この工事は、昭和四十八年八月、調査工事の申し入れを受け、昭和五十二年七月、本工事申し入れ、昭和五十五年三月に着工して現在に至る実に十四年にわたるものであります。

その間、特に建設立地に直接する地域集落の皆さんのご理解とご協力を頂き、又特に地権者、物権者の皆さんのご理解とご了解を得て、全町の皆さんのご協力の下に一切の集約を完り着工になったものでありまして、今にして尚蘇える感激新たなものがございます。

又工事中におきましても、地元地区を始め、全町のご協力で建設工事も極めて順調に進渉し、完工を見たものでありまして、皆さま本当に有難うございました。

然かし乍ら、その間中国電力当局におかれましては、当初の地元交渉から買収交渉、そして建設工事施工を通じて終始誠実を以って貫かれ、ために地元の厚い信頼と期待の中に完工を見たことは、中国電力当局の誠実による処でありまして深く敬意を表する次第であります。

本当に有難うございました。

私は本町地内に、この大発電所建設の意義するものは当然今後における社会的、経済的発展の上に大いなる役割を果たすものと確信する処でありますが、更に別の観点から、この発電所の建設に伴い俣野川水系の水資源は永久に水利権として確立し、一、〇〇〇万屯の水が常時貯留され、然かも地元に於て永久に流れ次ぐ俣野川の清流とともに無限に開発されてゆくということは、水こそ最高の人間の生きる自然条件であり、この地元に住む吾人及子孫にとって極めて深く遠大の意味を持つものと存じております。

現代科学と近代技術をつくした巨大なる開発施設たる俣野川揚水発電所と、俣野川の清流と緑の山の大自然と、そしてこの地に住む里人達の人生が永遠に渾然として吻合し、末永く生々発展を遂げてゆくであろうことを念じて止まない次第であります。

皆さま有難うございました。

昭和六十一年　中秋

江府町長　井　上　健　治　　謹白

俣野川ダム地点の今昔

俣野川発電所内部

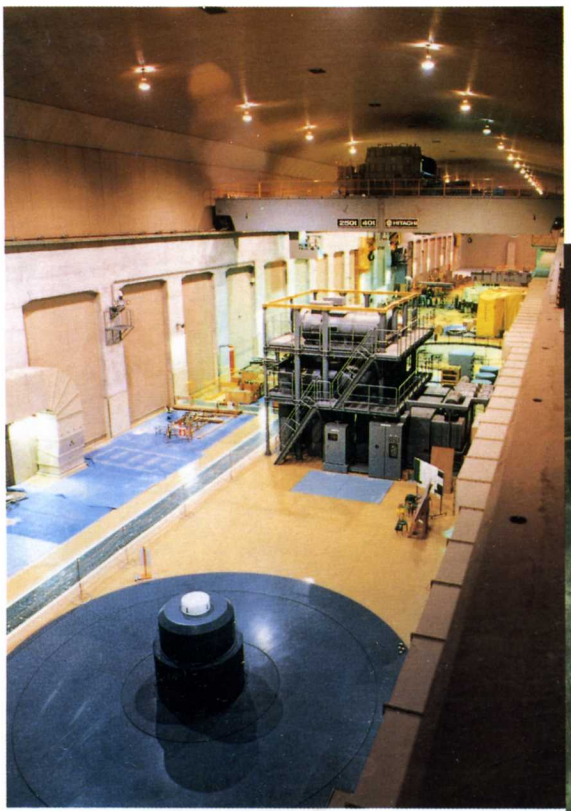

▲現在の発電所内部（一階部分）

掘さく作業中 ▶

俣野川発電所の概要

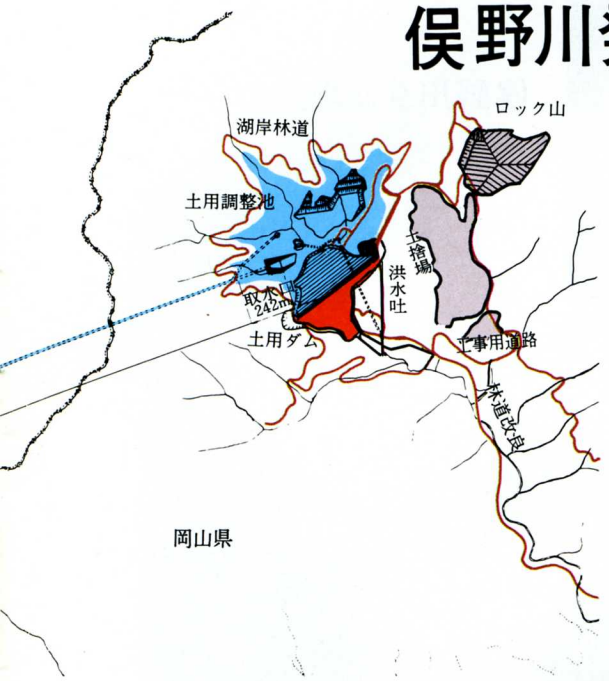

揚水発電
出力一二〇万キロワット
西日本で最大級の規模

俣野川発電所は、岡山県真庭郡新庄村地内、旭川水系土用川の最上流部に、ダム高八六・七米、ダム頂長四八〇米、ダム頂幅一〇米の中央コア型ロックフィールダムによる上部池を設けるとともに、日野川水系俣野川の下流部(武庫部落の上流)に、ダム高六九・三米、ダム頂長一八五米、ダム頂幅五米の重力式コンクリートダムによる下部池を設け、この間約五〇〇米の落差と毎秒三〇〇㎥(トン)の水を利用して、最大出力一二〇万kw(三〇万kw×四台)の発電を行う純揚水式の発電所で、総工費は約一六二〇億円の見込みです。

現在わが国で運転中又は工事中の揚水式発電所は四二箇所ありますが、一二〇万kw以上は六箇所で、俣野川発電所が完成しますと、西日本をはじめわが国でも最大級の規模になります。

また、俣野川ダムからの常時放流水を有効利用するためダム下流に俣野川ダム発電所(二、一〇〇kw)を建設し、昭和五十九年十二月から運転を開始しています。

土用ダム断面図

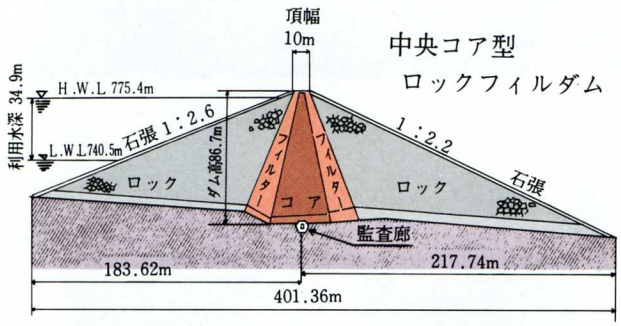

土用ダム（上池ダム）は、ダムの中心部に水を通さないコア（粘度質の土）部を設け、これをはさんで前後に大量のロック（岩石）を積上げ、その重みによって水の圧力を支えるように造られます。

この種類のダムを「中央コア型ロックフィールダムといいます。

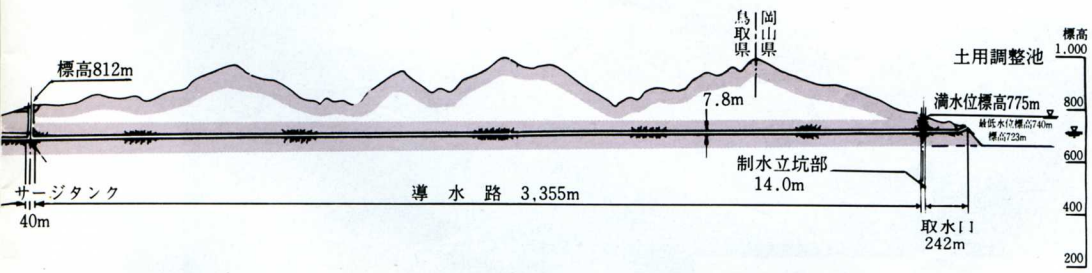

一般平面図

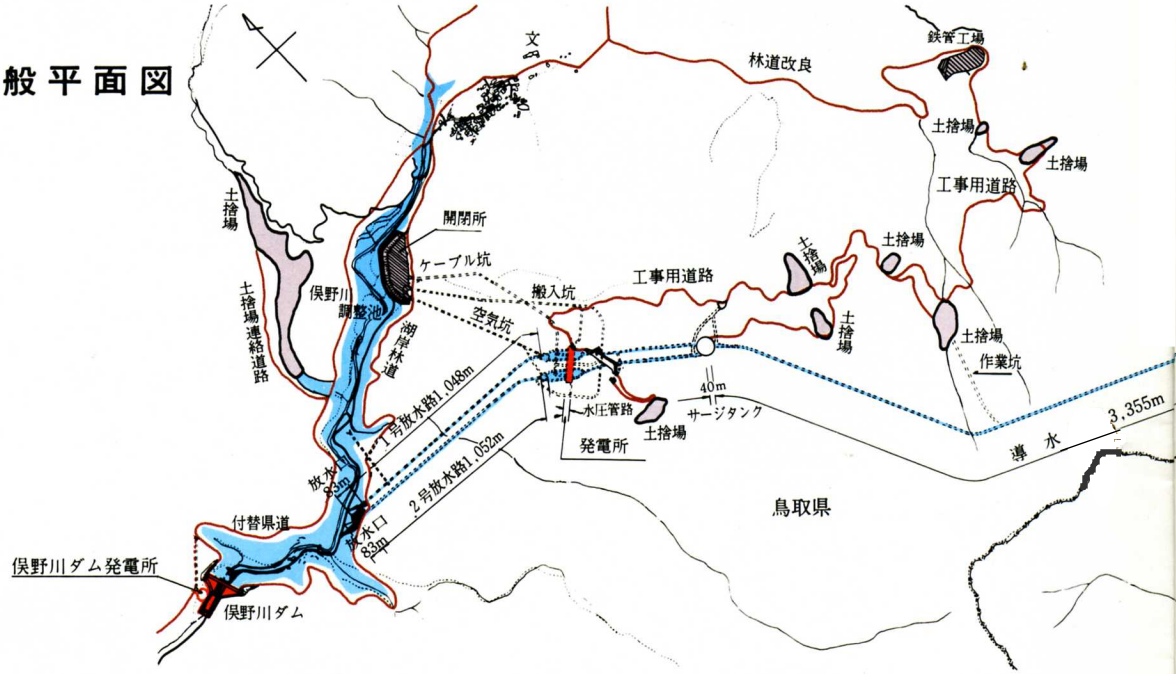

導水　3,355m

俣野川ダム断面図

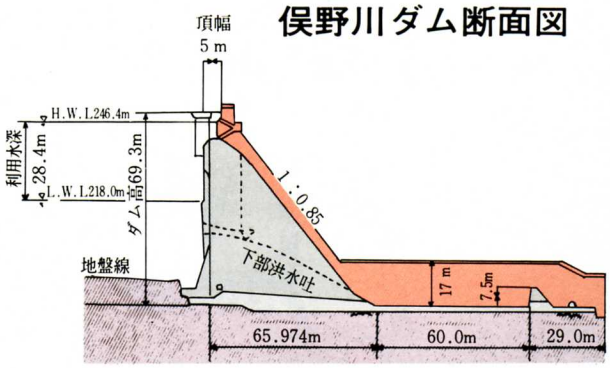

俣野川ダム（下池ダム）は、コンクリートでつくったダム自体の重さによって水の圧力を支えるように造られます。

この種類のダムを「コンクリート重力ダム」といいます。

俣野川ダム上流面図

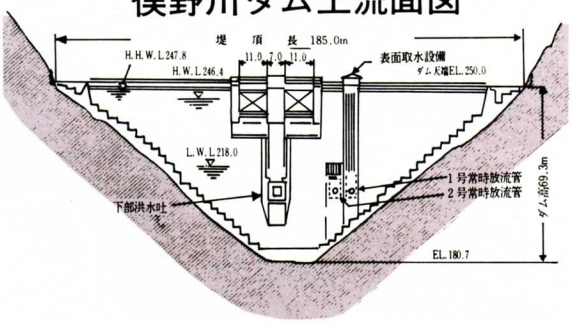

水路縦断面図

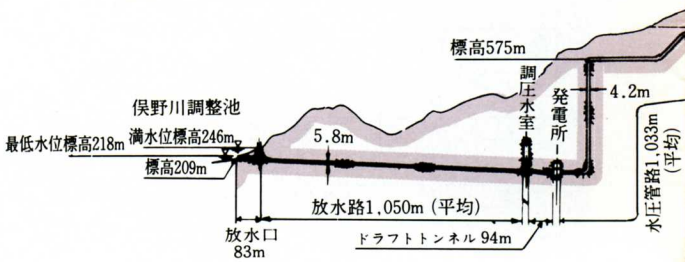

地下に発電所を建設

発電所は、池ノ内部落から約一、〇〇〇米下流の、入口から約一、三〇〇米の山中（地下）に、幅二一・五米、長さ一五二・五米、高さ四二・四米（鳥取県庁本館の約二・七倍）のものを設け、出力一基三〇万kwの発電機四基を設けて発電するものです。

水路は、上部池からサージタンクまでの導水路延長一条約三、三五五米、発電所から下部池までの放水路延長二条約一、〇五〇米となっています。

地下発電所の横断面図

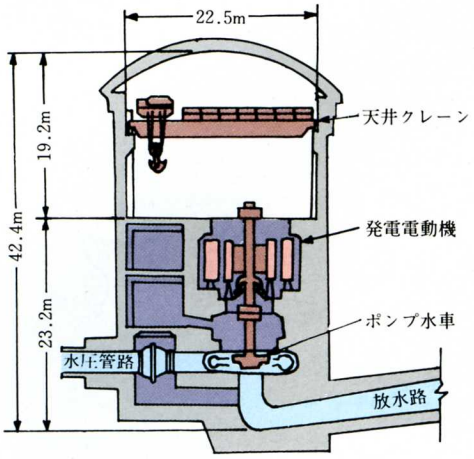

純揚水発電所のしくみ

揚水式発電所は、一度貯水した水を、上部池、下部池間で繰り返し利用して発電するもので、消費電力の少ない深夜の時間帯に上部池に上げ、消費電力の多い昼間に発電するものです。

有効貯水容量は、六七〇万㎥（トン）利用水深は、下部池で約二八・四米とされています。

揚　水（夜間）

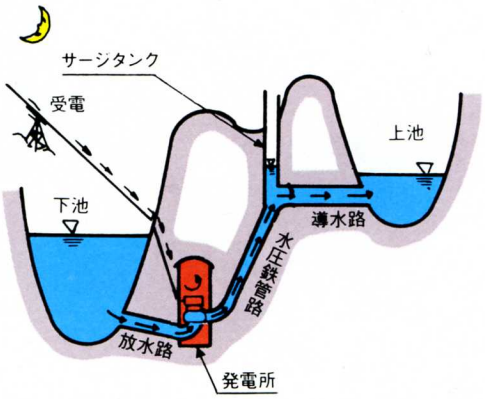

発　電（昼間）

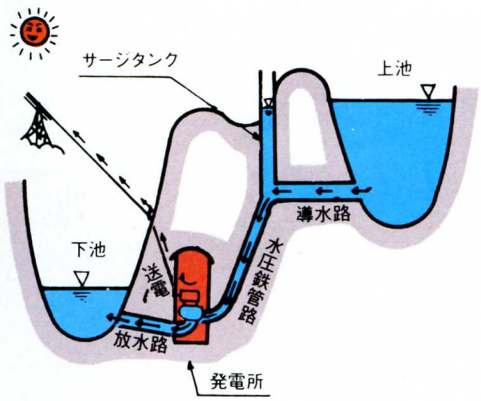

1．土用ダムおよび俣野川ダム

ダム名	単位	土用ダム	俣野川ダム
ダム位置		岡山県真庭郡新庄村字土用	鳥取県日野郡江府町字俣野
流域面積	㎢	1.8	48.9
設計洪水位	m	776.4	247.8
満水位	m	775.4	246.4
最低水位	m	740.5	218.0
利用水深	m	34.9	28.4
湛水面積	㎢	0.3	0.41
総貯水容量	㎥	7,680,000	7,940,000
有効貯水容量	㎥	6,700,000	6,700,000

2．使用水量および発電力

落差 / 項目	基準落差時（基準揚程時）	最大落差時（最大揚程時）	最小落差時（最小揚程時）
使用水量（揚水量）(㎥/s)	300.0 (198.0)	272.0 (170.0)	291.0 (220.0)
総落差（実揚程）(m)	523.4 (523.4)	557.4 (557.4)	494.1 (494.1)
有効落差（全揚程）(m)	489.0 (538.8)	529.1 (568.8)	461.7 (513.4)
発電力（ポンプ軸入力）(KW)	1,200,000 (1,196,000)	1,200,000 (1,096,000)	1,088,000 (1,264,000)

3．主要構造物

土用ダムおよび俣野川ダム

名称 / ダム名		単位	土用ダム（上部調整池）	俣野川ダム（下部調整池）
型式			中央コア型フィルダム	コンクリート重力ダム
高さ		m	86.7	69.3
ダム頂長		m	480.0	185.0
ダム頂巾		m	10.0	5.0
ダム頂標高		m	778.7	250.0
ダム体積		㎥	2,650,000	164,600
のり勾配	上流側		1:2.6	鉛直
	下流側		1:2.2	1:0.85
洪水吐	型式		自由越流型シュート式	越流、オリフィス併用・堤体流下式
	延長	m	515.0	156.97
	設計洪水量	㎥/S	80	1,100

現在に至るまでの経過

侯野川発電所建設工事も、地元関係地域をはじめ関係機関の理解ある協力を得て順調に進められ、いよいよ運転が開始される運びとなりましたが、昭和四十八年八月地点の調査から今日まで住民の皆様方と取り組んで参りました経過をふり返り、ご理解を得るためその概要をお届けします。

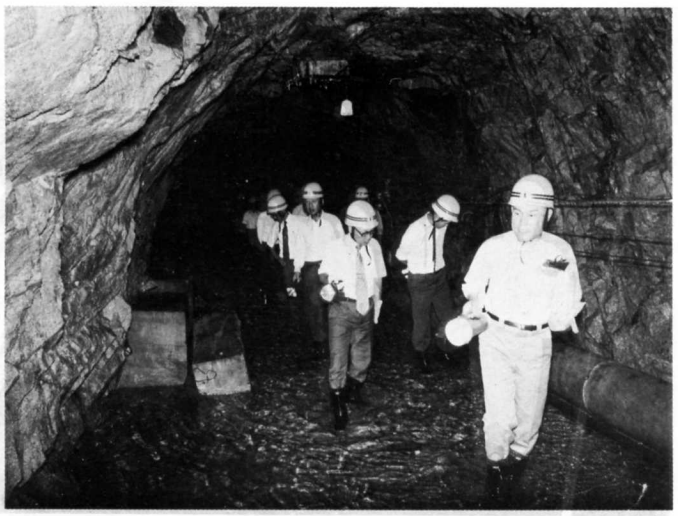

▶通産省政務次官（中央）の現地状況視察

侯野川地点を候補地に

中国電力株式会社では、増大する電力需給に備えるため大規模開発の計画が樹てられ、侯野川地点を候補地として昭和四十八年八月県知事と江府町長に対し地質調査工事の申し入れがなされ、町は、町長を中心に町将来の町益、地域の経済的発展を基調として検討、町長は〝大型発電構想の地元引受けは行政上の大きな問題であり又住民生活に直結する問題でもあるが、本工事可能となった上で町民の前に報告し、町民の選択を経て決定することで、調査の段階で賛否を行使する段階ではない〟として、試掘地点である池の内、武庫両部落に対し申し入れを伝え協力を要請、両部落と土地関係者、町議会をはじめ関係機関の理解ある協力を得て調査工事を開始することとなりました。

調査工事は順調に進行したが、発電所建設予定地点の試掘坑において、当初計画の八五〇米試掘で建設可能な岩質に到達出来ず、計画を変更して追加工事を行い、適質岩層に至るまでの一、三一五米まで試掘を行って確証を得、昭和五十一年八月、約三か年間、総工費約五億五千万円を費し調査工事を終えました。

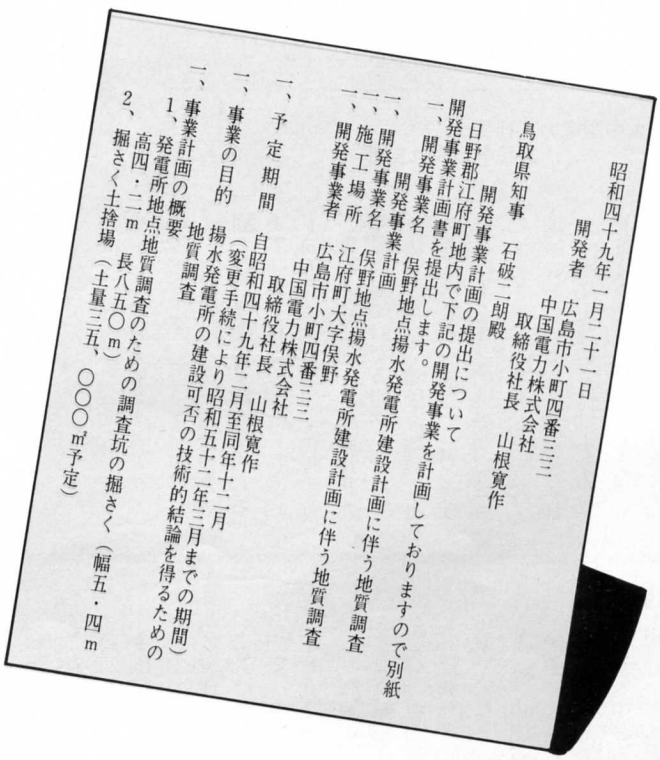

昭和四十九年一月二十一日
開発者　広島市小町四番三三
中国電力株式会社
取締役社長　山根寛作

鳥取県知事　石破二朗殿

日野郡江府町地内で下記の開発事業を計画しておりますので別紙開発事業計画書を提出します。

一、開発事業名　侯野地点揚水発電所建設計画に伴う地質調査
一、施工場所　江府町大字侯野
一、開発事業者　広島市小町四番三三
中国電力株式会社
取締役社長　山根寛作
一、予定期間　自昭和四十九年二月至同年十二月
（変更手続により昭和五十二年三月までの期間）
一、事業の目的　揚水発電所の建設可否の技術的結論を得るための地質調査
一、事業計画の概要
1、発電所地点地質調査のための調査坑の掘さく（幅五・四m
高四・二m　長八五〇m）
2、掘さく土捨場（土量三五、〇〇〇㎥予定）

▲江府町長経由で知事に提出された開発予定地点の地質調査工事のための開発事業計画（抜すい）

地下発電所の建設可能

岩層調査結果で建設申し入れ

地質調査工事の結果、発電所の建設可能であるとの結論から、昭和五十二年七月二十五日町に対し正式に建設の申し入れがなされ、引き続いて計画地点の立入調査測量と国の基本計画に組み入れるべく電源開発調整審議会への出願手続きについて要請を受け、町は早速、七月三十一日試掘工事を通じて直接関係の深かった武庫、大字俣野両地区に、町長をはじめ町関係者と中電首脳を同道して出向き、申し入れの経過報告と全体構想を説明して立地のための検討を要請し、更に、八月三日には、町議会の全員協議会に対しても同様の説明を行い、引き続き八月九日には、関係地区区長会を開いて計画の詳細な説明を行うと共に、地元住民からの互選による研究委員会を設置し、地元全住民に代って、揚水発電を引き受けることの功罪を研究し、又問題点、対策事項などについて住民に報告し、或は部落会議の委託によって研究調査を行い報告する性格の会議設置を要請、機会あるごとに関係地域との対策会議を持つ一方、町議会に対しても特別委員会の設置を要請、十二月二十日町議会に俣野川発電所建設計画調査特別委員会（委員構成七名）が設置され、本格的に検討を開始するところとなりました。

一方、町長は、「**安全性が確認され、住民の了解が得られるまでは着手しない**」ことを国、中国電力に対して強く主張するとともに、小冊子「**俣野川揚水発電計画に対する対応と考察**」を執筆配布し、関係全地域に出向き部落会議を通じて所見を明らかにするなど、積極的に理解と協力を得るべく懇請し、地元地域においても自主的対策会議を開き又先進地の発電事業視察を行うなど、地域住民の皆さんとともに研究調査を続けました。

昭和52年７月25日

江府町長
井上　健治殿

中国電力株式会社
取締役社長　山根 寛作

俣野川揚水発電所の建設について

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当社事業の運営につきましては平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は将来の電力需要に対応するため管内各地に電源開発を進めておりますが、昭和50年代後半の主要な電源として俣野地点に純揚水発電所を建設いたしたい所存でございます。

両県にまたがるこの俣野地点の計画につきましては、昭和48年秋以来地元の方々のご協力をいただいて現地調査、測量を実施しました結果、このたび別紙のとおり構想をまとめ、これの早期実現を期したいと考えております。

ついては、当社といたしましては、関係機関、土地所有者等ご関係の方々と十分ご協議申し上げ、一日も早く建設に着手できるよう取り運びたい所存でございますので、何卒ぞよろしくお願い申し上げます。　敬具

▲中国電力㈱社長からの建設申し入れ文書

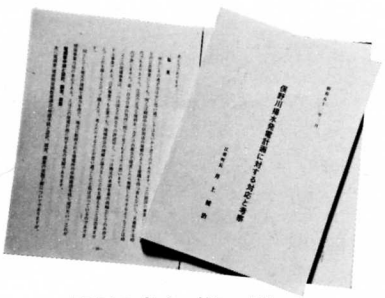

▲町長の考察（第１集）

—主な経過—

48・8　中国電力から町に対し俣野川地点発電計画につき、調査工事及び地形測量申し入れ

48・10　地元了承により地形測量の実施

49・6・18　県知事の開発事業許可により試掘工事着手

中国電力と開発協定締結

50・1・24　ダムサイド地点の破壊調査及び測量の了承により調査工事着手

50・5・7　地質調査工事計画変更手続きにより、試掘坑調査追加工事着手

51・8・31　試掘工事終了

52・7・25　中国電力から俣野川発電所建設計画の正式申し入れ

52・9・27　中国電力から計画地点立入調査測量と電源開発調整審議会への手続につき申し入れ

52・10・31　京都大学防災研究

学術調査で安全を確認

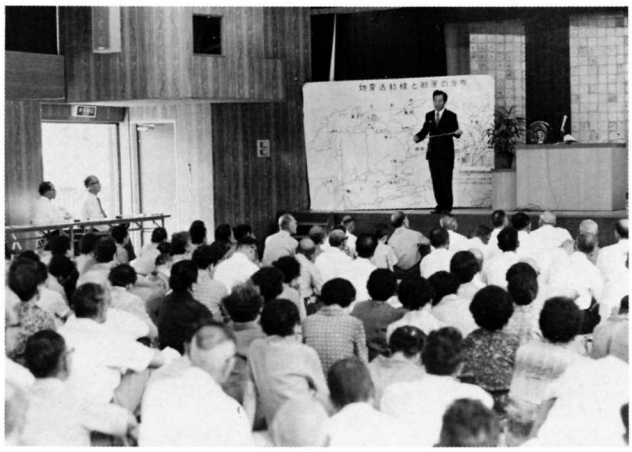

▶京大防災研究所芦田教授の学術調査報告会　日輪閣で

発江企第89号
昭和52年10月31日
京都大学防災研究所長　殿
鳥取県日野郡江府町長
井上健治

ダム建設に伴う学術調査について（お願い）

このたび中国電力株式会社において、当町俣野地域に揚水発電所建設計画が本格化し、当町に対し正式に建設計画の申し入れがあったことに対し、町においてこれに対処すべく地元周辺地域に対する説明と、地元における対策協議会の設置を要請し種々検討をしている現状であります。

この課程におきまして、地元対策協議会からの要望もあり、ダムの建設計画について広く学術的解明を求めこれに対処いたしたい所存であります。

つきしすては、公務ご多端の折誠に恐縮に存じますが、学術調査のご依頼を申し上げたく、趣意ご考察いただき、よろしくご了承ご配意賜りますようお願い申し上げます。

▲計画地点学術調査依頼文書

▲俣野川地点
学術調査報告書

この間町長は、住民の不安とするダム構造上の安全性、自然環境への影響その他の問題について、住民の不安に対処し学問的な解明を図るため、決断を以って昭和五十二年十月三十一日京都大学防災研究所に対し計画地点の学術調査（責任者　工学博士　芦田和男教授ほか四教授）を要請、調査団により、十数回にわたる専門分野での現地確認踏査を行い、分析の結果「自然への影響は少なく、安全性は高い」との報告を得て関係全地区に報告書を届け、地元地域の理解を得るべく関係地域に対して説明会を開き話し合いを重ね、地元地域においても「計画に伴う埋没土地や付替県道ルートなど具体的設計案によって検討することがよいのでは」として**「電源開発調整審議会への出願手続とは切り離して考える」**ことを条件に、昭和五十三年七月設計案作成のための計画地点立入調査測量の関係全地区同意がなされるに至りました。

▲井上町長、自ら岩層確認

所に対し、計画地点学術調査を依頼
（調査団　工学博士　芦田和男教授外四名）

52・11・28　中国電力の俣野川発電所環境調査書の縦覧開始

52・12・20　町議会に俣野川発電計画調査特別委員会設置

53・5・20　学術調査完了

53・7・10　立入調査測量の関係全地区同意

53・7・26　中電に対し、立入調査測量に対する同意につき文書回答
実施に対する条件提示十二項目

53・8・1　中国電力において、立入調査測量の開始

53・9・30　議会特別委員会において、電調審手続きにつき了承決議

53・10・9　電源開発調整審議会への手続きにつき、関係全地区了承

53・10・20　県知事からの俣野川発電計画に対する照会について報告

53・10・26　右手続きにつき、県知事を通じ経済企画庁総合計画局長に対し意見具申

53・10 電調審で地点決定

一方、国の電源開発基本計画に組み入れるべき電源開発調整審議会への手続きについては、地元地域の「**この手続きを了承すれば本工事着工に至るのでは**」との心配のあるところから、町長は、**小冊子第二集「電調審について」**を執筆配布し、手続きの性格について関係地域に対し説明会を開き、行政の責任者としての考えを伝え理解を求めるとともに、昭和四十九年十月施行された電源立地周辺地域の環境整備を目的とする発電用施設周辺地域整備法による交付金制度の改善がなされて、昭和五十三年度中の着工又は昭和五十三年度に電源開発調整審議会で決定され昭和五十四年度中の着工地点について交付金の倍額交付の特別措置が設けられたことから、「**電源立地が絶対反対でなく、条件であるならば、整備法に基づく交付金の倍額交付の権利を得ることが、将来の地域振興のためにも得策ではないか**」との意向を示し地元地域の理解を得るべく懇請、同年十月初旬に至り、電源開発調整審議会への手続きについて関係全地域の了解が得られ、知事を通じてその手続きを進め、十月三十一日開会の第七十六回電源開発調整審議会において、国の基本計画組み入れを決定されるところとなりました。

これにより中国電力の現地当局は、直ちに実地調査測量を進め、設計案の作成を急ぎ、翌五十四年一月設計案の提出を得て、関係地域に対しこれを提示し、設計案の了承方と昭和五十四年度中の着工を目途として具体的条件交渉開始の要請をし、これを受けて関係地域において具体的検討に入りました。

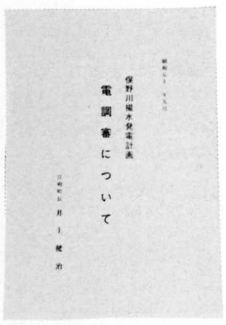

▶町長の考察（第二集）

受企第57号
昭和53年10月18日
江府町長　井上健治殿
鳥取県知事　平林鴻三

中国電力株式会社俣野発電所計画について　（照会）

俣野発電所計画につきましては、昭和52年7月25日中国電力株式会社から建設申し入れがあってから今日まで、貴職におかれては、住民の御理解と御協力を得るため特段の御尽力を賜りましたことに対し深く敬意を表するところであります。

地元住民の最近の状況及び貴職の御意見につきましては、さきの企画部長照会の回答により伺ったところでありますが、このたび別添写しのとおり経済企画庁総合計画局長から知事の意見を求めてまいりました。

ついては、このことについて改めて貴職の御意見を伺いたいと思いますので、来る10月21日までに御回答下さい。

受江企第75号
昭和53年10月20日
鳥取県知事　平林鴻三殿
江府町長　井上健治

中国電力株式会社俣野川揚水発電計画に対する照会について（報告）

昭和53年10月18日付受企第57号を以ってご照会のありました標記の件につき、次のとおりご報告申し上げます。

記

俣野川揚水発電計画につきましては、昭和52年7月中国電力株式会社から立地申し入れ以来、関係地元部落住民の意志を尊重することを基調として、地元住民の理解と協力を懇請しておりましたところ、本年7月立入調査測量の全地区了解を得、更に、10月9日に至り電調審についても全地区了解を得ましたので、この地元情勢を踏まえ、本計画について、近く開催が予定されている第76回電源開発調整審議会の議を経て、昭和53年度電源開発基本計画に新規に組み入れることについての意見照会をうけましたことにつきましては、小職といたしましては、前記の地元情勢からして異議はないものと判断をいたしますのでご了承の上、知事殿におかれまして然るべくご措置賜りますようお願い申し上げます。

▲電源開発基本計画組み入れに対する意見具申

53・10・31　第七六回電源開発調整審議会で、昭和五十三年度電源開発基本計画に組み入れ決定
53・11・20　官報により地点公表
53・12・19　国の基本計画地点として確定
54・1・19　中国電力から設計案受理、即日設計案の地元提示
54・2・2　京都大学防災研究所に対し、学術調査の補完調査依頼
54・3・25　右補完調査完了により意見書受領
54・3・17　発電用施設周辺地域整備法に基づく地点指定
54・9・20　中電俣野川水力準備事務所を俣野川発電所建設所に昇格改称さる。
54・12・26　設計案につき関係全地区了承
中国電力において、保安林解除等法手続開始
55・1・29　中国電力と開発協定締結
55・3　中国電力から土地補償条件等の地元提示
55・3・29　俣野川発電所建設にかかる基本同意の地元集約

55・3　電気事業法による工事認可

交付金の倍額交付特例の権利を得る

替県道ルートなど一部の問題を残し大筋で地元了解が得られるに至り、翌五十五年一月、町は中国電力と開発協定を締結し、中国電力の現地当局は、保安林解除手続、農振法手続など計画に基づく関係法手続きを開始するとともに、土地買収価格、補償条件について地元に対して基準提示を行い具体的話し合いに入りました。

しかし、年度末の三月に至るも補償条件交渉の妥結とならず、短時日で解決困難であることから、町は、発電用施設周辺地域整備法に基づく交付金の特例交付の権利を得ることを目途に、昭和五十四年度の着工認可を受けるための電気事業法の規定に基づく工事認可申請手続きの了

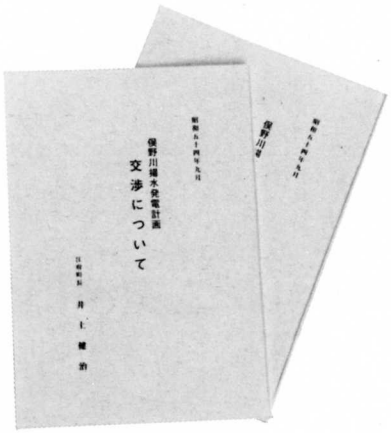

▲町長の考察（第３集）

設計案協議の過程において、地元関係地域から町並びに中国電力に対して要望諸条件が提出されるに至り、町長は、遂次文書を以って回答し、中国電力を同行して関係地域における会議に出席し考え方を明らかにする一方、**小冊子第三集「交渉について」**を執筆配布して、法手続きを進めることの了承方と一日も早い具体的交渉開始を強く要請、同年十二月下旬に至り、付

承方について、町議会の了承を得るとともに関係地域に対して要請し地元地域の理解を得**「工事の開始は、建設に必要な用地その他諸条件について円満妥結の後でなければ着手し得ない」**ことを条件とし、三月二十九日

関係全地区建設に係る基本同意が得られ、即日県知事を通じて国に対して法手続きをし、同日付を以って昭和五十四年度着工地点として工事認可を得るに至りました。

これにより中国電力の現地当局は、最終段階の細かい詰に入り、町長は、中国電力と地元関係地権者の調整あっ旋を精力的に行い、建設申し入れから三か年間、この間地元地域と二百数十回に及ぶ会議を重ね、同年八月初旬、関係全地区円満妥結を見るに至り、これを踏まえ、町は、五十五年九月一日付で開発事業実施計画を承認、地権者との契約、土地関係手続きを残し本格的な工事に着手するところとなりました。

確　約　書

俣野川発電所の建設については、その法手続（河川法・森林法・農業振興地域の整備に関する法律等）に必要な地元同意をいただいても、その個所の権利者の同意が得られない限り、その個所の着工はいたしません。

昭和54年12月５日

広島市小町４番33号
中国電力株式会社
取締役社長　山根寛作

鳥取県日野郡江府町
町長　井上健治殿

▲着工にかかる確約書

県知事を通じ、通商産業大臣に報告、同日付を以って俣野川発電所工事計画認可

55・8・12　土地補償条件につき、関係全地区妥結

55・9・1　開発事業実施計画について承認

――本格的な工事に着手――

56・1・21　俣野川発電所の建設並びに運営に伴う協力料について、町と中国電力との間に協定締結

56・9・10　ダム建設地点の仮排水路完成

56・11・26　水没する県道（上徳山俣野江府線）の付替工事完成

――通行開始――

56・12・25　中国電力から俣野川ダム発電所の建設について申し入れ

57・1・14　右につき、議会並びに関係全地区了承

57・3・15　俣野川ダム発電所の電源開発調整審議会への附議につき、県知事を通じ経済企画庁総合計画局長に対し意見具申

57・3・26　第八十七回電源開発調整審議会で、昭和五十六年度電源開発基本計画に組み入れ決定

56・1

協力料で協定締結

地域環境の整備充実を図る

昭和五十五年九月、俣野川発電所の本格的着工に至り、町長は、発電所建設、運営にかかる協力料の問題について、他地点における補償の状況、関係地域の実情を踏まえ、中国電力山根社長と折衝、九月下旬に至り中国電力の方針を明らかにしました。

その内容は、補償額を十億七千万円とし、町の公共事業に対する現物、労力的補償として一億三千万円で了承方の申し入れがなされましたが、町長は、あくまで「**協力料は一括交付されたい**」として、再三にわたる話し合いにより中国電力もこれを了承するところとなり、**総額十二億円を補償することで**妥結を見るに至りました。

一方、町長は、中電との折衝のかたわら、地元関係地域代表者とこれの処分について二十数回にわたり、時に夜を徹すること数回に及ぶ話し合いを続け、補償額の妥結を機に具体的方策について地元地域と協議検討の結果、全町的施設整備並びに関係地区外対策に約四割、関係地区の対策に約六割の大割配分を協定し、町議会に対し協議了承を得るとともに、引き続き関係地区に対する配分処分について協議を重ねましたが結論に至らず、最終的に町長試案の提示を求める結果となり、町長は、各関係地域の実情を踏まえ、公正なる配分を期するため、関係部落に対するもののほか、地区内、地区外対策なども加味した十数項目にわたる要素を取り入れた試案を提示して、関係地区の理解を得て配分を集約、これにより町は、昭和五十五年度予算に計上、町議会の承認を得て、それぞれの要素配分に従い処分するところとなり、この協力料を基として、発電所建設にかかる関係地区の環境整備をはじめ、全町地域の福祉増進に役立てるところとなりました。

俣野川発電所建設工事に関する基本同意について

中国電力株式会社の俣野川発電所建設工事に関し、県知事並びに電気事業法第41条に基づき、通商産業大臣に対する昭和54年度工事として工事計画の認可申請については、昭和55年３月　日部落全体集会（出席者　名）において再確認いたしました。

つきましては、下記条件をご留意の上、その取扱いに万全の措置を講ぜられたい。

記

１．発電所建設工事の開始は、建設に必要な用地その他諸条件について円満妥結の後でなければ着手し得ないものであること。

但し、県道及び作業道等準備工事については、先行して交渉解決し、妥結の箇所から着工すること。

１．現在交渉が進行中の土地の売買及び土地に定着する地上物件の補償並びに諸条件については、町長のあつ旋により事業者と土地関係者が相互に誠意をもって協議し、早期解決のため交渉を進めるものとする。

昭和55年３月29日

部落区長　㊞

同対策委員会委員長　㊞

同地権者協議会会長　㊞

江府町長　井上健治殿

俣野川発電所建設工事に関する地元関係地区の基本同意書

中国電力松谷社長に特別感謝状贈呈

中国電力当局におかれては本事業についての地元交渉をはじめ、建設工事の施工を通じて終始一貫誠実を以ってこれに当られ、地域の環境整備をはじめ町の経済発展のため絶大のご助力を頂いた功労に対し、町は、表彰審議会の議を経て、町制30周年記念式典の席上、中国電力株式会社松谷健一郎社長に対し特別感謝状を贈り敬意を表しました。

57・11・15　ダム発電所の建設に着手
59・9・19　俣野川ダムの湛水を開始
——**運転開始**——
59・12　俣野川ダム発電所
61・10　俣野川発電所（一号機）
62・10　同　（二号機）
69年度以降　（三、四号機）

集落経営基金制度を創設

自治活動推進に役立てる

町長は、中国電力からの協力料配分において、集落の経営、環境福祉、産業など自治活動の推進を期するため、協力料の一部を原資として基金積立を行い、有効なる運用を期することを強調、関係地域並びに議会全員協議会の了承を踏まえ、昭和五十六年三月定例町議会に基金条例案を提案して議会の承認を得、全集落を対象とした画期的な集落経営基金制度を創設するに至りました。

この条例の概要は

一、集落経営基金として、町の行政区画に定める部落（集落）の集会所等の建設、維持管理、集落の経営、環境、福祉、産業等集落の自治活動の推進と運営に資するため設置するものです。

二、この基金は、町の主管する基金として、原資一億九千三百万円を金融機関へ預金し、町は確実かつ善良な方法でこれを主管します。

三、この基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、毎年度これを集落の自治活動の運営に資するため、それぞれの集落に交付するものです。

四、この運用益金による交付金は毎年度町が預金する金融機関との契約利率による収益を以って算出し、交付金を決定します。

五、この交付金は、行政区画に定める集落経営に資する交付金であり、個人を対象とするものではなく、集落の共同社会の運営に役立てていたがかねばなりません。

六、町が主管する金融機関に預金する基金について、集落経営基金交付金算出の基準数値は、総額において戸当り平均約十五万円を原資として算出したものです。

七、算出数値及び交付金の額は今後集落の世帯の増減によって異動するものではありません。

八、この数値の基金は、末永く永続保管して、今後年々交付金を生み出すために役立てていただくこととしています。

九、もし、将来その集落において次の各号に該当する場合に限りその処分を町長に申し出ることができます。

(一)　経済事情の変動等により集落経営上財源が著しく欠乏の場合において、緊急措

江府町集落経営基金条例

（目　的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241条の規定に基づき、江府町集落経営基金の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

（設　置）

第２条　江府町区長の設置条例（昭和28年江府町条例40号）の行政区画に定める部落（集落）の集会所等の建設、維持管理、部落（集落）の経営、環境、福祉産業等自治活動の推進と運営に資するため、江府町集落経営基金（以下「基金」という。）を設置する。

２　前項の行政区画に定める部落（集落）のうち、新町１丁目、新町２丁目、本町１丁目、本町２丁目、本町３丁目、本町４丁目については、一括して江尾区として取扱うものとする。

（基金の額）

第３条　基金の額は、１億9,300万円とする。

２　必要があるときは、予算の定めるところにより、基金の額を増額することができる。

３　前項の規定により増額が行われたときは、基金の額は、増加額相当額増加するものとする。

（管　理）

第４条　基金に属する現金は、金融機関への預金、その他の最も確実かつ、善良なる方法により、これを保管しなければならない。

（運用益金の整理処分）

第５条　基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第２条の運営に資するために毎年度これを整理処分するものとする。

（繰替運用）

第６条　町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（基金の処分）

第７条　基金は、その集落において、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これの処分を町長に申し出することができる。

町長は、申し出について、事情を調査、確認し処分を適当と認めた時は、これを許可することができる。

１　経済事情の変動等により、部落経営上財源が著しく欠乏の場合において、緊急措置を講ずるとき。

２　災害又は住民生活上緊急対策の措置事業の財源に充てるとき。

（委　任）

第８条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この条例は公布の日から施行する。

置を講ずるとき。

(二)　災害又は住民生活上、緊急対策の措置事業の財源に充てるとき。

町長は、右の申出のあったときは、事情を調査確認し、処分を適当と認めたとき、これを許可することができることとなっています。

以上がこの条例の概要ですが、この基金制度の創設によって、全町あげて活気ある明るい町づくりの推進を期したいものです。

▲集落経営基金の益金交付式

57・3

俣野川ダム発電所
電調審で正式決定

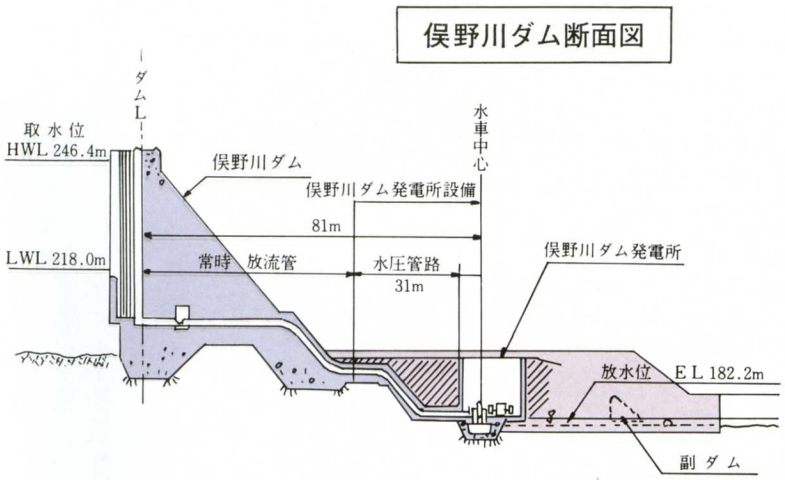

俣野川発電所建設工事も、関係地区をはじめ関係機関の理解と協力により順調に進められてきましたが、中国電力株式会社では、現下のエネルギー事情から可能な限り国内資源の有効利用を図る趣意を以って、昭和五十六年十二月二十五日付松谷社長から、俣野川ダムの放流水を活用したダム式発電所（最大出力二、一〇〇（キロワット）の建設申し入れがなされ、町長は、翌五十七年一月十四日議会全員協議会を開催、全員一致その了承を得、さらに一月十六日、直接関係のある地元関係地区の代表者会議を開催してその了承を得、これを踏まえて、町長は、同年三月十日付知事から意見具申のあった電源開発調整審議会への附議について、三月十五日付にて回答し、知事を通じてその手続きを進め、三月二十六日開催の第八十七回電源開発調整審議会において、昭和五十六年度国の電源開発基本計画の新規組み入れを決定されるところとなりました。

俣野川ダム

環境整備事業に 十一億五千二百万円

電源三法による交付金

昭和四十九年に、電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法の三つの法律からなるいわゆる電源三法交付金制度が設けられました。

この制度は、一〇〇〇キロワットアワー当り三〇〇円の電源開発促進税を、国が電気料金を通して電気の消費者から徴収し、発電所が建設される市町村とその周辺に対し、公共施設を整備するための交付金として交付されるものです。

つまり、この趣旨は、発電所の建設によって安定した電気の供給を受ける利益の一部を、発電所のできる地元に還元し、地域住民の皆さんの生活向上に役立てようというものです。

この交付金は、発電所の出力に応じて算定されるものですが、本町の場合は、昭和五十三年度中の電調審への附議並びに昭和五十四年度中の着工地点としての特例措置により、水力発電施設としての交付金の倍額交付の権利を取得し、総額十一億五千二百万円の交付金の交付を受けることになりました。

交付期間は、発電所着工の年度から完成後五か年までの間、年度別計画により承認を受けた事業の実施に対して交付されます。

本町は、全町的施設のほか、発電所立地周辺の要素を加味した事業配分を基調として地元周辺地域の環境整備を主体に、昭和五十五年度からこの交付金と他の国、県の制度を導入活用して白住運動公園の建設をはじめ地区集会所の建設によるコミュニティ活動の推進、地区道路の新設改良、消防施設の整備、農林道、水路など農林業基盤の整備、児童遊園地及び広場の造成、有線放送施設、テレビ共同アンテナの整備など生活環境の整備をはかり地域振興の基盤づくりを進めることとし、六十数件にわたる事業の計画承認を得て、地元地域の理解と協力のもとに順調に事業を進め、昭和六十一年度をもって、おおよその事業を完了する運びとなりました。

電源交付金で こんな施設が完成

進む地域環境整備

昭和五十五年度の事業着手から、本年度までに完成並びに計画中の事業は次のとおりです。

荒田地区テレビ共聴設備

道路並びに電気通信施設

(単位千円)

事業名	事業量	事業費	内電源交付金	年度
町道尾上原線	L：374 m W：3.0 m	39,405	38,000	57
武庫地区有線放送施設	33戸	2,829	2,779	55
荒田地区有線放送施設	21戸	2,924	2,880	56
日ノ詰地区有線放送施設	33戸	4,985	4,955	56
新道地区有線放送施設	40戸	2,462	2,300	57
荒田地区ＴＶ共聴設備	21戸	2,564	2,300	56
新道地区ＴＶ共聴設備	42戸	5,614	5,100	56
池ノ内地区有線放送施設	59戸	5,960	5,900	60
池ノ内地区ＴＶ共聴設備	61戸	10,294	10,130	60
武庫地区ＴＶ共聴設備	35戸	7,436	7,300	61

スポーツレクリエーションに関する施設

（単位千円）

事業名	事業量	事業費	内電源交付金	年度
町民総合運動場造成及び付帯設備	造成　21,638㎡ 観覧席　113m フェンス　346m バックネット　2基 グランド舗装 55～56年度継続	167,230	139,400	55～56
町民総合体育館新築	鉄筋2階 4,171.53㎡ 56～57年度継続	683,000	241,000	56～57
運動公園給水施設	水源確保 日／400㎥ ポンプ室等 20㎡	25,787	25,000	60
町民総合運動場付属施設	平屋2棟　70.51㎡	7,993	7,600	61

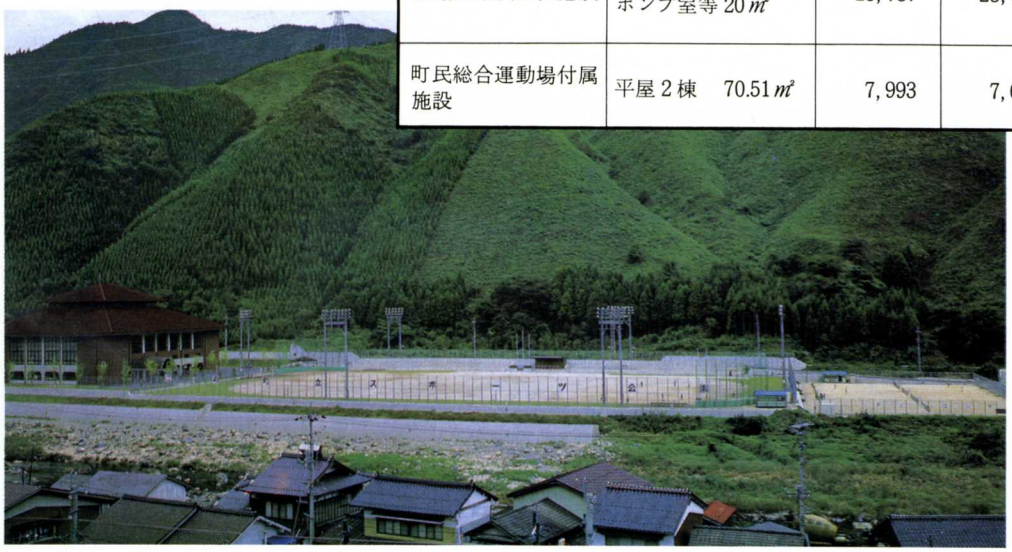

▲スポーツ公園

消防に関する施設並びに国土保全施設

（単位千円）

事業名	事業量	事業費	内電源交付金	年度
一旦地区防火水槽	40㎥級有蓋　1基	4,601	1,958	57
新道地区急傾斜地崩壊防止工事	L：129.2m	12,908	12,400	56
新道地区防火水槽	40㎥級有蓋　1基	5,702	2,300	60
尾上原地区防火水槽及びポンプ格納庫	40㎥級有蓋　1基 ポンプ格納庫 18㎡ 用地取得　60㎡	4,982	3,170	60
池ノ内地区防火水槽	40㎥級有蓋　2基 用地取得　100㎡	7,235 (3,312)60 (3,923)61	5,370 (1,540)60 (3,830)61	60～61

▲尾上原地区消防ポンプ格納庫

▲池ノ内地区防火水槽

環境衛生施設

（単位千円）

事業名	事業量	事業費	内電源交付金	年度
池ノ内排水路	L：310.5m	7,408	7,100	58
新道排水路	L：138.9m W：0.5m	8,083	4,220	58

▲尾上原集会所

▲日ノ詰集会所

▲池ノ内集会所

教育文化施設

（多目的研修集会施設）

（単位千円）

事業名	事業量	事業費	内電源交付金	年度
深山口集会所	木造2階 103.88㎡	15,100	8,189	55
日ノ詰集会所	鉄骨2階 183.88㎡	25,099	14,086	55
尾上原集会所	鉄骨2階 248.31㎡	37,662	22,735	55
池ノ内集会所	鉄筋2階 380.62㎡	70,634	70,283	56
佐川集会所	鉄骨平屋 170.13㎡	19,893	8,000	56
武庫集会所	鉄骨平屋 211.90㎡	40,444	15,069	57
新道集会所	鉄骨2階 207.22㎡	31,231	15,370	57
半ノ上集会所	木造平屋 107.05㎡	12,940	10,910	57
一旦集会所	建築 164.08㎡ 造成 297㎡	28,011	14,630	58
荒田集会所	建築 202.05㎡ 造成 328㎡	33,353	17,170	58
下安井集会所	鉄骨平屋 163.2㎡	29,360	15,557	59
洲河崎集会所	鉄骨平屋 建築 198.38㎡	43,871	25,694	59

▲下安井集会所

▲洲河崎集会所

▲半ノ上集会所

▲武庫集会所

▲一旦集会所

▲新道集会所

▲荒田集会所

社会福祉施設

（単位千円）

事　業　名	事　業　量	事業費	内電源交付金	年　度
新道地区児童遊園地	807 ㎡	10,457	10,412	55
池ノ内児童遊園地	1,140 ㎡	6,591	6,440	57
尾上原山村広場	造成 1,100 ㎡ 管理棟鉄骨平屋55㎡	17,972	9,992	56

尾上原山村広場管理棟

農林水産業に関する共同利用施設

（単位千円）

事　業　名	事　業　量	事業費	内電源交付金	年　度
尾上原資材保管施設	鉄骨平屋 120 ㎡	15,544	10,080	56
日ノ詰資材保管施設	鉄骨平屋 35 ㎡×2棟	7,356	3,702	56
池ノ内資材保管施設	鉄骨平屋 185.25 ㎡	13,292	8,295	56
深山口林産物処理加工施設	鉄骨平屋 39.01 ㎡	5,325	1,411	56

▲深山口林産物処理加工施設

（単位千円）

事　業　名	事　業　量	事業費	内電源交付金	年　度
尾上原水路改修	L：190 m	3,274	2,744	57
池ノ内水路改修	L：168.15 m	9,237	9,149	55
洲河崎水路改修	L：787 m	25,364	7,500	60
一旦水路改修	L：200 m	2,943	2,800	59
武庫水路改修	L：530.9 m	5,808	5,590	59

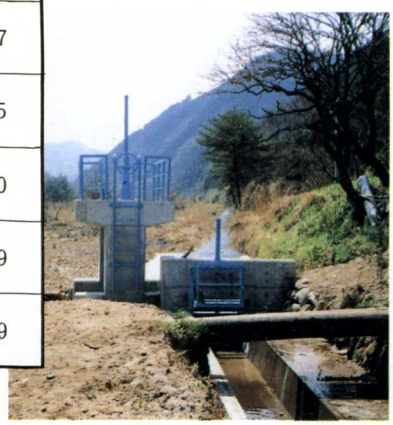

◀洲河崎水路

▲林道ヒキジ高谷本線（武庫地内）

▲林道寺谷線（下安井地内）

（単位千円）

事　業　名	事　業　量	事業費	内電源交付金	年　度
林道北谷線舗装	L：1,690 m W：3.0 m	30,926	30,852	56
林道カヅチ線舗装	L：600 m W：3.0 m	8,299	6,350	56
林道宮ノ谷線改良舗装	L：563 m W：3.0 m	11,365	6,780	56
林道寺谷線舗装	L：750 m W：3.0 m	6,727	5,050	57
林道ヒキジ高谷本線新設	L：563 m W：3.0 m	11,365	6,780	56
林道武庫ヒキジ線新設	L：840 m W：3.0 m 用地取得　8,000 ㎡	63,782	22,980	60～61
林道大空足谷線新設舗装	L：1,303 m W：3.0 m	56,689	55,772	59
林道塚原奥野呂線新設	L：540 m W：3.0 m	16,039	15,770	61

（単位千円）

事　業　名	事　業　量	事業費	内電源交付金	年　度
農道金山線改良	L：520.0 m W：3.0 m	25,248	12,907	56
農道金山線舗装	L：520 m W：3.0 m	4,738	3,490	57
農道五明線舗装	L：502 m W：3.0 m	5,453	5,350	57
農道飯の山線舗装	L：345 m W：3.0 m	3,395	3,300	57
農道五王山線改良舗装	L：200 m W：3.0 m	12,984	11,319	57
農道沢田線舗装	L：611.5 m	6,632	6,228	58
農道ヒナ山クマノ線改良舗装	L：530.5 m W：3.0 m	22,343	18,800	57～58
農道久連線新設	L：443.4 m W：3.0 m	22,046	7,400	56
農道塚原線舗装	L：564.0 m W：3.0 m	7,983	5,649	56
農道武庫線新設舗装	L：348 m　W：3.0 m 用地取得 1,700 ㎡	21,339	20,900	60
農道長通し線舗装	L：552 m W：3.0 m	6,032	5,700	60
農道田代線舗装	L：287 m W：2.8 m	2,504	2,470	61
農道宮ノ後線舗装	L：360 m W：2.2 m	3,050	3,000	61

▲農道五明線（池ノ内地内）

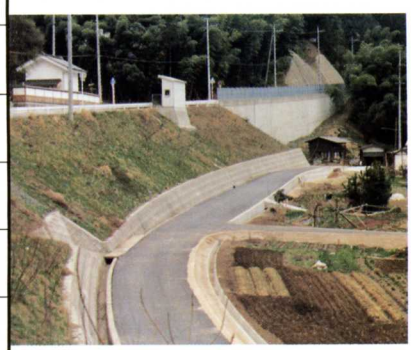

▲農道 武庫線

放水口地点（湖底）

——元神奈川小水力発電所地点の上流——

消費電力の少ない深夜に放水口から水を吸い上げ上部池に貯留し、発電に使われた水はここから放流。

地下発電所からの放水路、２条約1,050ｍ。

▲着工前の放水口建設予定地点

▲完成後の放水口地点
（写真：右上はゲート）

放水口附近から、下流のダム地点を望む ▶

発電所名	水系名（河川名）	県名	発電所所在市町村名	最大出力（kw）	運転開始（予定）年月	電気事業者名	備考
新高瀬川	信濃川（高瀬川）	長野県	大町市	1,280,000	1号機54．6 2・3・4号機（56・7）	東京電力	混合揚水
大河内	市川（太田川、犬見川）	兵庫県	大河内町	1,280,000	（計画中）	関西電力	純揚水
奥多々良木	市川（黒川、多々良木川）	兵庫県	朝来町	1,212,000	50・6 （発電機4台）	関西電力	純揚水
奥吉野	新宮川（旭川、薗戸田川、十津川）	奈良県	十津川村	1,206,000	55・5 （発電機6台）	〃	〃
玉原	利根川（発知川）	群馬県	水上町	1,200,000	1・2号機（57．7） 3・4号機（58．6）	東京電力	〃
俣野川	日野川・旭川（俣野川、土用川）	鳥取県	江府町	1,200,000	1号機61.10 2号機62.10 3・4号機69以降	中国電力	〃
新豊根	天竜川（大入川）	愛知県	豊根村	1,125,000	48．10 （発電機5台）	電源開発	混合揚水
今市	利根川（砥川）	栃木県	今市市	1,050,000	1・2号機（59．6） 3・4号機（61．6）	東京電力	純揚水
奥清津	信濃川（清津川）	新潟県	湯沢町	1,000,000	53．7 （発電機4台）	電源開発	〃
下郷	阿賀野川（小野川）	福島県	下郷町	1,000,000	（58．7）	〃	〃
奥美濃	木曽川（飯取川、根尾東谷川）	岐阜県	根尾村	1,000,000	1・2号機（60．7） 3・4号機（61．7）	中部電力	〃

全国揚水発電所一覧

全国の水力発電のうち，揚水式で，既設及び建設中のもの並びに計画中のもので，出力が100万kw以上の発電地点